（運賃及び料金等の公示の方法）

第二十一条の四　法第十九条の六の二の規定による公示は、運賃及び料金並びに第六条に規定する事項を記載した運送約款を、少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所に見やすいように掲示するとともに、内航貨物定期航路事業者のウェブサイトに掲載して行うものとする。ただし、内航貨物定期航路事業者が次のいずれかに該当する場合には、当該公示をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。

一　内航貨物定期航路事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　内航貨物定期航路事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

2　内航貨物定期航路事業者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、運賃及び料金並びに第六条に規定する事項を記載した運送約款を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を当該航路に就航する船舶に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにしておくものとする。

（運賃及び料金等の公示の方法）

第二十一条の十五　（略）

（モーターボート競走法施行規則の一部改正）

第二条　モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定重勝式勝舟投票法）	（指定重勝式勝舟投票法）
第二十四条　（略）	**第二十四条**　（略）
2　法第十六条第一項又は第三項の払戻金として加算する金額については、施行者が当該指定重勝式勝舟投票法と同一の種別の指定重勝式勝舟投票法の舟券を発売する前に、当該施行者のウェブサイトに掲載するものとする。	2　法第十六条第一項又は第三項の払戻金として加算する金額については、施行者が当該指定重勝式勝舟投票法と同一の種別の指定重勝式勝舟投票法の舟券を発売する前に、競走場内及び場外発売場内の一定の場所に掲示するものとする。

（運賃及び料金等の公示）

第二十一条の四　法第十九条の六の二の規定による公示は、次に掲げる事項を記載した書面を、少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所に見やすいように掲示して行い、かつ当該航路に就航する船舶に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにして行うものとする。

一　運賃及び料金

二　第六条に規定する事項を記載した運送約款

（新設）

（運賃及び料金等の公示）

第二十一条の十五　（略）

（舟券の発売）

第二十七条　（略）

2　前項の規定により舟券の発売を締め切つたときは、勝舟投票法の種類ごとに単勝式勝舟投票法及び複勝式勝舟投票法にあつては各モーターボートに対する、連勝単式勝舟投票法、連勝複式勝舟投票法及び重勝式勝舟投票法にあつては各組に対する発売枚数を、直ちに施行者のウェブサイトに掲載するものとする。

（道路運送法施行規則の一部改正）

第三条　道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（旅客から収受する対価の公示等）	（旅客から収受する対価の公示等）
第五十一条の十四　（略）	**第五十一条の十四**　（略）
2　前項の公示は、事務所及び自家用有償旅客運送自動車内において公衆に見やすいように掲示するとともに、次の各号に掲げる自家用有償旅客運送者の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。	2　前項の公示は、事務所及び自家用有償旅客運送自動車内において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。
一　市町村　当該市町村のウェブサイトへの掲載	（新設）
二　特定非営利活動法人等　当該特定非営利活動法人等のウェブサイト又は関係する市町村若しくは都道府県の協力を得て行う当該市町村若しくは都道府県のウェブサイトへの掲載	（新設）
（自動車道事業規則の一部改正）	

第四条　自動車道事業規則（昭和二十六年運輸省・建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公示方法）	（公示方法）
第二十一条の二　法第六十四条の規定による公示は、営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、自動車道事業者のウェブサイトに掲載して行うものとする。	**第二十一条の二**　法第六十四条の規定による公示は、営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。